外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会

外キ協ニュースレター　第 127 号

2024 年８月 15 日発行

〒160-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18　日本キリスト教会館 52 号室　ＲＡＩＫ内

電話（03）3203-7575　FAX（03）3202-4977　E-mail：raik@kccj.jp

郵便振替：00190-4-119379　　口座名称：外キ協

ホームページ: http://www. gaikikyo.jp

◆第 20 回国際シンポジウム閉会礼拝（2024 年５月 15 日／韓国・大田）◆

すべての暗闇の中には夜明けがある

聖書　詩編 126：5～6

讃美歌 21　575 「球根の中には」

●大嶋果織（日本キリスト教協議会＜NCCJ＞総幹事）

●ある学生の願い

わたしは去る３月まで、群馬県にあるキリスト教主義の大学で教えていました。日本の多くの大学では３～4 年生の時に、自分が追求したい研究テーマと指導教員を選び、その教員の下で卒業論文を書きます。わたしはキリスト教科目担当の教員でしたが、人権や共生について学んでくれれば、それがキリスト教を学んだことになると考え、「共生社会への諸課題を探求する」というテーマでゼミナールを運営していました。

３年前のことです。４年生になったばかりのある学生が、自分は日韓関係について論文を書きたいと言ってきました。次のような理由でした（学生の許可を得ましたので、このあと、この学生の取り組みについて紹介します）。

自分は小学校の時、サッカーの交流で韓国にいってホームステイをした。言葉もわからない外国で、とても不安だったが、ホームステイ家族は自分を暖かく迎えてくれた。その経験から、自分は韓国という国にも、韓国の人たちにもとても親しみを感じている。それなのに、身近に韓国や韓国人に対して差別的な言動をする人たちがいる。とても悲しい。どうしたら日本と韓国が、日本人と韓国人が良い関係を作っていくことができるのかを考えたい。

どうしたら日本と韓国が良い関係を創っていくことができるのか。とても大きなテーマです。どこから手を付けるのか、どんな視点から日韓関係を見ていくのか、学生は試行錯誤を重ねました。そんな学生にわたしは「高麗博物館」を訪ねるように勧めました。

高麗博物館は 11 年の準備期間を経て、2001 年に東京都新宿区の新大久保に開館した小規模な歴史資料館です。日本による朝鮮侵略と植民地支配の歴史にしっかりと向き合っていきたいと考えている市民たちが設立し、大勢の会員、ボラティアがその運営を支えてきました。歴史を知ることは、「日本とコリアの信頼関係の土台になり、東アジアの平和につながる」という思いが博物館の土台になっています。博物館の名称に「高麗」を使っているのは、「コリア」を韓国と朝鮮をひとつにとらえた言葉と考えているからだそうです。

わたしは高麗博物館の開館以来の会員ですが、会費を納め、ごくたまに友人を誘って展示を見に行く程度のことしかできていませんでした。そこで、2013 年に大学教員になった時、ぜひ、学生たちを連れて行こうと思い、夏休みに１泊二日のフィールドワークを計画しました。東京の「在日韓国 YMCA」に宿泊して「2・8 独立宣言記念資料室」を見学し、その後、高麗博物館を訪ねるというプログラムです。年によって、前後に靖国神社を批判的ガイド付きで見学したり、日本軍「慰安婦」問題をテーマにしている「女たちの戦争と平和資料館」を見学したり、少しアレンジしましたが、このプログラムを毎年続けました。けれども、冒頭の学生の学年は、コロナ感染症のために実施できなかったのです。わたしはこの学生にこそ行ってほしいと思いました。

●知らなかったことを知る

学生は高麗博物館を訪ね、高麗博物館では理事のお一人が学生を迎えてくれました。この方は高麗博物館の趣旨や展示の解説をしてくれただけでなく、なぜ自分が高麗博物館の運営に関わるようになったか、個人的な動機も学生に話してくださいました。

この方が高麗博物館に関わるようになったきっかけは、在日コリアンに対するヘイトスピーチだったそうです。ヘイトスピーチのために、コリアタウンと呼ばれる新大久保の町に人が来なくなり、高麗博物館の会員も減っているというニュースを新聞で読んだこの方は、じゃあ、会員になって高麗博物館と新大久保の町を応援しようと考えたのだそうです。実際に関わってみると、知らないことがいっぱい。むしろ自分が学ばされ、日本人としての課題を突きつけられたと語ってくれました。そして、学生に、「あなたは群馬に住んでいるそうだけれど、群馬には、太平洋戦争中に過酷な労働で命を落とした朝鮮人犠牲者を悼む追悼碑がある。今、その追悼碑が撤去しようとする動きがあるんだよ」と教えてくれました。帰ってきた学生はわたしに聞きました。「先生、群馬の森の追悼碑裁判、知っていますか」と。

わたしは恥ずかしくなりました。もちろん知っていました。東北学院大学で長く教鞭をとられ、退職後は前橋に住んで、日本基督教団の巡回教師として教会に奉仕しておられた森野善右衛門さんが原告団代表を務めておられたからです。森野さんは、牧師会でいつも裁判の報告をしておられたのです。

追悼碑は、日本の朝鮮植民地支配の反省の上にたって、友好を深めていきたいと考える市民たちによって 2004 年に建立されましたが、歴史修正主義に立つ人たちから「公益に反する」と非難され、群馬県が市民たちに撤去を要請。裁判では県の言い分が認められてしまったのでした。わたしはそれを重大な問題と認識しながらも、学生たちの反応が鈍いことを理由に、授業ではほとんど紹介しないできてしまったのです。

これではいけない。わたしは資料箱をひっくり返して森野さんを通して入手していた「追悼碑」に関する資料をかき集め、学生に渡して一緒に勉強しようと言いました。こうして残りの約半年、学生は一所懸命、「群馬の森」の「追悼碑」について調べ、なぜ追悼碑が建てられたのか、そしてなぜ、その存続が危うくなっているのか、これからどうしたらいいのか、論文にまとめたのでした。研究を終えた学生はこんなふうに語っています。

- 群馬の森は自宅から近く、何度も行ったことがある。しかし、追悼碑の存在を知らなかった。
- 自分も含め、群馬の人たちが利用する鉄道の建設に、多くの朝鮮人労働者が過酷な労働を強いられ、命を落とした事実を知らなかった。どんなに無念だったろう。
- 当時の日本は、労働者不足をまかなうために朝鮮人に信じられないないほどの耐え難い苦痛を与えた。この事実を受けとめ忘れてはならない。そのために追悼碑は重要な存在だ。まさに「記憶、反省、そして友好」のための碑だ。
- 本来は、日本政府が朝鮮人強制連行の事実解明、歴史教育の実践、記念館などの施設建設などを実現する努力を行い、過去の戦争と植民地支配の過ちを繰り返さない努力をすべきだ。しかし、実際にその努力を続けてきたのは、高麗博物館のような市民運動だった。
- 日本とコリア（韓国と朝鮮）の良い関係を創っていくためには、歴史を知ることが重要だ。若者に関心をもってもらうために、SNS を活用して活動を広げることが必要だろう。

こうして群馬の森の追悼碑を手がかりに卒業論文を書き上げた学生は、昨年、大学を卒業していきました。

●神さまの約束

それから１年もたたない今年の１月 28 日、群馬

県は多くの市民の反対を押し切って、追悼碑を暴力的に撤去してしまいました。わたしも抗議の輪に加わりました。撤去されることが確実になった時、陰鬱な空気に包まれましたが、多くの人びとが、「撤去されても、わたしは忘れない」「子どもたちに伝えていく」と決意を述べていました。わたしも撤去されることの中に日本の政治の闇を見ましたが、絶望しませんでした。なぜなら、どんなに歴史の事実を葬ろうとしても、決して葬ることはできないからです。

わたしは先ほど歌ったアメリカの讃美歌「球根の中には」を思い出しました。日本語の歌詞はかなり元の言葉を省略していますが、韓国語ではどうでしょうか。資料は、原詞にできるだけ忠実に訳した歌詞です。２節に注目したいと思います。

すべての沈黙の中には歌があり、言葉とメロディーを探し求めている
すべての暗闇の中には夜明けがあり、あなたと私に希望を届けようとしている
There's a song in every silence, seeking word and melody;
there's a dawn in every darkness, bringing hope to you and me.

ひとつひとつの沈黙の中には歌がある、ひとつのひとつの暗闇の中にすでに夜明けが約束されていると、この讃美歌は歌っています。

学生に対応してくれた理事の方のように、ヘイトスピーチが猛威をふるっているときに、ヘイトスピーチを向けられている人たちのそばに立とうと思う人が生まれるのです。追悼碑が暴力的に破壊されようとしている時に、知らなかった、そのことを忘れまい、語り続けようと決心する人が現れるのです。世界が暗闇に覆われようとする時に、実はそこに抵抗する何かが生まれている。すでに夜明けが約束されているのです。詩編の作者は別の表現で、次のように歌っています。

涙と共に種を蒔く人は　喜びの歌と共に刈り入れる。
種の袋を背負い、泣きながら出て行った人は
束ねた穂を背負い　喜びの歌をうたいながら帰ってくる。

わたしたちが喜びの歌を歌えるのがいつのことになるか、わかりませんが、きっとその時がくる。それが約束されていると聖書は語っています。だからわたしたちはそれを信じて、種を蒔きましょう。種ってなんでしょうか。あの学生が経験したように、子どもたちに出会いの機会を作ることでしょうか。高麗博物館のような市民活動に取り組むことでしょうか。SNS でわたしたちの活動を広めることでしょうか。いろんな種があることでしょう。

今、わたしたちにはたくさん泣くことがあります。右を向いても左を向いても、悔し涙、怒りの涙があふれ出てくる。でも、約束を信じていろんな種を蒔き続けましょう。神さまの祝福がみなさんの上にありますように！

資料　讃美歌 21　575 番　原詞の直訳
（日本基督教団経堂緑岡教会ホームページ　松本敏之牧師の説教から）

約束の讃美歌（Hymn of Promise）

1　球根の中には花があり、種の中にはりんごの木がある
まゆの中には隠れた約束。まもなく蝶が飛び立つ！
冬の寒さと雪の中では、春があらわれる準備をしている
その時が来るまでそれは隠され、ただ神だけが知っている

2　すべての沈黙の中には歌があり、言葉とメロディーを探し求めている
すべての暗闇の中には夜明けがあり、あなたと私に希望を届けようとしている
過去は未来へと向かう、神秘を内に秘めて。
その時が来るまでそれは隠され、ただ神だけが知っている

3　私たちの終わりの中に私たちの始まりがある。私たちの時の中に無限がある。
私たちの疑いの中には信仰がある。私たちの命の中に永遠がある。
私たちの死の中に復活があり、最後には勝利がある。
その時が来るまでそれは隠され、ただ神だけが知っている。

≪声　明≫

「永住取り消し法案」の成立に抗議する

～国会審議における政府答弁の検証～

2024 年６月 17 日

外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

６月 14 日､｢育成就労法案｣｢永住取り消し法案｣「マイナンバーカードとの一体化法案」が参議院で可決され、これら３法案が成立しました。施行は３年以内となっています。

この間、移住者と連帯する全国ネットワークなどの市民団体や、民族団体、弁護士会、労組、教会から反対声明が相次ぎました。私たち外キ協は、永住取り消し法案に反対する署名と、教会共同声明（３月 15 日）への賛同を各教会に呼びかけると共に、全国の仲間をつないでオンライン集会を開き（４月 26 日、６月７日)、また衆議院・参議院の法務委員会が開かれるときは国会前シットインに参加して３法案の廃案を各政党に求めてきました。

私たちは３法案の可決・成立に、怒りをもって抗議します。とりわけ永住取り消し法案があからさまな人種差別的法案であるのにかかわらず、政府は問題点を隠蔽する答弁に終始し、十分な審議がなされないまま可決されてしまったからです。

◆当事者の意思を無視した立法化

いま日本に暮らす在留外国人は341万人となり、そのうち「永住者」は 89 万人にのぼり、また「永住者の配偶者等」も５万人となります（2023 年末現在)。

しかし法務省は、永住取り消し法案の作成過程において、永住者やその配偶者から意見を聴取することを、全くしませんでした。また、育成就労法案、マイナンバーカード一体化法案の作成においても同様です。

永住者は日本で長年働き、納税の義務を果たし、その多くが家族を形成し、町内会の会長あるいは消防団員として地域社会に奉仕しています。それにもかかわらず、この法案の対象者である永住者たちの意見をいっさい聞くことなく立法化すること自体、民主主義の原則を踏みにじるものです。

なお参議院法務委員会では、横浜華僑総会の中国人と浜松のブラジル人を参考人として招致しましたが、衆議院では永住者の意見を聞く場は設けられませんでした。地方参政権も認められない永住者＝マイノリティ（社会的少数者）の意思をまったく無視し、マジョリティ日本人によるマジョリティだけのための政治は、根本的に間違っています。

◆「根拠なし」の立法目的

永住取り消し法案では、①入管法上の義務を遵守しない、②故意に公租公課をしない、③窃盗などの罪により 1 年以下の拘禁刑に処せられた――とき、永住資格を取り消すとしています。

政府はその立法目的を、次のように説明しました。技能実習制度を廃止して育成就労制度を創設して特定技能制度に連結させるため､｢永住に繋がる特定技能制度による外国人の受け入れ数が増加することが予想される」ので、永住制度の適正化を図るために取り消し制度を設ける、と。

しかし、「育成就労」外国人が、「特定技能」に移行して「永住者」になるには、最短で 13 年も要します。すなわち、「育成就労」３年、続いて「特定技能１号」５年は、いわば“育成”過程なので、法務省が言う「就労資格」ではないのです（これ自体、日本に意欲をもって働きに来る外国人青年たちを欺く制度設計です)。そのため青年たちは次のステップ、就労資格である「特定技能２号」になり、５年間継続して働けば、やっと永住資格の要件の一つをクリアすることができます。しかも、特定技能の１号から２号になるには厳しい技能試験があり、日本人でもその合格率は３割と言われています。つまり、多くの「育成就労」労働者を受け入れても、「永住者」が急増するのは 13 年後ということになります。

このように、政府が主張する立法目的は、根拠薄弱なこじつけ、詭弁と言うしかありません。

◆「調査なし」の立法化

政府はこれまで「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」において、永住制度について「諸外国の制度及び許可後の状況調査を参考としつつ検

討する」としていましたが、今国会ではその資料をいっさい提出していません。

政府としては諸外国の永住許可制度や退去強制制度の条文を羅列することができても、「永住許可後の取り消し制度」そのものが、諸外国にはほぼ皆無だからでしょう。

つまり永住取り消しは、日本独自の新制度であり、国際基準からも逸脱したものとなっているのです。

◆「常軌を逸した」立法化

永住取り消し事由の一つに、入管法の義務違反があります。永住者にとって入管法上の義務とその違反に対する罰則は、次のようになります。

①再入国許可なしで出国した場合⇒日本に再入国した時点で「永住資格取り消し」を通告

②住居地の変更届け出（14 日以内）を怠った場合⇒「住民基本台帳法の行政罰：５万円以下の過料」＋「入管法の刑事罰：20 万円以下の罰金」
さらに届け出遅延が 90 日を超えた場合⇒「永住資格取り消し」

③在留カード不携帯の場合⇒「20 万円以下の刑事罰」

④在留カードを紛失して再交付申請（14 日以内）を怠った場合⇒「１年以下の懲役または 20 万円以下の刑事罰」

⑤７年ごとの在留カード更新をしなかった場合⇒「１年以下の懲役または 20 万円以下の刑事罰」

――となっていて、いずれの条項も日本が批准している国際人権自由権規約に違反していますが、日本ではそれを全く無視して永住者にもこれらの過酷な罰則規定を設けています（2009 年改定入管難民法）。

それに加えて、さらに「永住資格取り消し」条項を広げることは、常軌を逸した、悪意に満ちた立法化に他なりません。

◆「立法事実なし」の立法化

永住取り消し事由に、「故意に公租公課をしないこと」があります。法務省は「永住許可直後に不自然な事情の変更が生じる事案が見受けられる」として、永住許可後に公租公課をしない永住者のケースを挙げて、それが立法事実であるかのように強弁しました。

法務省は、そのような事例が自治体からクレームとしてきていると答弁しましたが、法務省がヒアリングをしたのはわずか７自治体です。それは全国 1,741 自治体のごく一部であり、自治体全体の客観的調査ではないことは明らかです。

また法務省は、永住者全体の公租公課未納の状況を調査することはできないとし、日本で出生した実子の永住許可申請をした永住者に関する調査結果を出しました。それによると、永住申請 1,825 件（2023 年１月～６月）のうち、住民税未納が 31 件、国民健康保険未納が 15 件、国民年金未納が 213 件、その他未納４件、これら公租公課未納の合計件数は 235 件になる、と。

しかし、これらの未納件数はいずれも母数がなく、また未納となった経緯の追跡調査をしていないものであり、正確な未納率は算出できません。また、「未納件数」の合計数だけで、「未納人数」を示していません。国民年金の未納件数 213 件にしても、日本全体の国民年金の「最終納付率」（過年度２年目納付率）70～80%から見れば、きわめて低いことになります。

それに、2023 年１月～６月はコロナ禍が収束に向かいながらも、日本人も外国人も失業や倒産など苦境から脱することができない時期であったこと、また、永住者が実子の永住申請をするには出生後 30 日以内にしなければならず、年金などの督促状が来てもすぐに対応できなかったことが容易に想像できます。したがって、この法務省調査の数値は、永住者の「公租公課未納の低さ」を示すものであって、永住取り消しの立法事実とはなり得ないのです。

◆“永住者の１割は滞納”という官製ヘイト

ところが、法務省がこのサンプル調査の結果を衆議院法務委員会の審議に出した５月８日から、公租公課未納の合計件数「235 件」という数字だけが、「永住者、税金など１割未納」などと一部新聞で報じられ、SNS ではヘイトスピーチの嵐が吹き荒れたのです。

それこそ法務省みずからが、ヘイトスピーチ解消法第２条が定める「本邦の域外にある国または地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」をおこなったことになります。

◆「法務省の意のまま」に運用

国会審議では、「故意に公租公課をしない」という条文の「故意に」の解釈をめぐって質問が続き、結局、入管庁は「本人に帰責性があるとは認めがたく、やむを得ず支払えないような場合には必ずしも悪質とは言い難い」「そのような場合は故意とはいえない」と答弁しました。しかし、条文にはそのように限定することは明記されていません。

また法務省は、「故意に滞納」「悪質な滞納」についてガイドラインを作成する、との答弁を繰り返しました。しかし、これまで法務省が作成した「在留特別許可に係るガイドライン」において、2009年版では、超過滞在の外国人でも「本邦での滞在期間が長期間に及び、本邦への定着性が認められること」が、在留特別許可の積極要素になっていました。ところが最新版のガイドラインでは、滞在期間が長くても非正規滞在であった場合は「消極要素」と、運用方針が真逆に転換しています。

つまり法務省作成のガイドラインは、その時その時の判断で策定され、しかもその後の改悪もある、という代物なのです。

法務省はまた、「在留カードをうっかり忘れたくらいでは、永住資格を取り消さない」と答弁しました。しかし条文では、「正当な理由があるある場合を除く」というような例外規定が全くなく、すべて法務省の判断、自由裁量に委ねられています。

同様に、法務大臣は「今回の法案は在留資格取り消しではなく、在留資格の変更制度なのだ」という詭弁を使い、さらに入管庁は「（永住資格取り消しの後）ほとんどの場合、定住者となると思われる」と答弁しました。しかし条文では「法務大臣は、永住者の在留資格をもって在留する外国人について……在留資格の取消しをしようとする場合には……職権で、永住者の在留資格以外の在留資格への変更を許可する」となっていて、しかも「当該外国人が引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合」は在留を認めない、としています。

つまり、永住資格取り消しの後、どのような在留資格に変更するのか、あるいは退去強制に至るのか、すべて法務省・入管庁の裁量次第となっています。

◆永住者を通報する公務員

今回の法案で見過ごすことができないのは、永住者の公租公課未払いに対して、国家公務員・地方公務員は「通報することができる」としていることです。超過滞在など「退去強制」に関わる違反行為を発見した時の公務員の通報義務はすでに入管法で定められています。それにもかかわらず、永住者の公租公課未払いに対してまで拡大することは、きわめて意図的で悪質です。

しかし、国税庁も年金機構も地方自治体も、滞納者を通報することが業務ではないはずです。本来の業務とは、倒産・解雇・大病などで国民健康保険料を払えなくなった永住者に対しては、日本人に対すると同様に「保険料の減免措置」を、国民年金では「年金保険料免除制度」を適用すれば良いのです。少子高齢化のなかで脆弱となりつつある社会保障制度を、一人でも多くの外国人に「支えてもらう」ことこそ、政府と自治体が取り組むべき業務なのではないでしょうか。

◆永住者たちからの問い

永住者の約１割が日本生まれだと言われています。彼ら彼女らの国籍が中国、韓国、フィリピン、ブラジルなどであっても、国際人権法上の「自国」とは、「国籍国」だけではなく「定住国＝特別な関係を有する国」日本なのです（自由権規約委員会の一般的意見 27）。軽微な義務違反・法違反でも永住資格が取り消され、はなはだしくは「自国」から追放されるというのは、道義的にも、憲法および国際人権法からも、決して許されないことです。

私たち外キ協は、東日本大震災の翌年から福島の国際結婚移住女性たちと協働の取り組みを進めてきました。移住女性たちは震災後、県内で自助組織を起ち上げて、子どもたちの継承語教室を自力で開き、地元市民とのさまざまな交流プログラムを実施しています。それはまだ小さな点と点にすぎませんが、「共に生き、共に生かし合う」地域社会をめざす働きを続けてきました。そして彼女たちの多くは、震災後 13 年の間で、「日本人の配偶者等」の在留資格から、さんざん苦労しながら膨大な書類を揃えて永住資格、彼女たちにとって文字通りの「永住権」を獲得していきました。

先月、彼女たちが口を揃えてこう言うのです。「私たちの永住権がなくなるというのなら、日本人は滞納したら国籍も住民票もなくなるの？」

この問いに対して、政府も、法案を通した国会議員も答えなければなりません。そして私たちも。

◆入管難民法 2024 年改定と、外キ協・教会の取り組み

３月 15 日●政府、入管難民法・入管特例法・技能実習法の改定案、すなわち「技能実習制度廃止・育成就労制度創設」「永住資格取り消し」「在留カード・特別永住者証明書とマイナンバーカード一体化」法案を閣議決定。

３月 15 日●移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）、声明≪「公正な移民社会」にふさわしい法制度を――2024 年入管法改悪にNO！≫を出す。外キ協も、≪「永住取り消し」法案に反対し、人権法制度の実現を求める教会共同声明≫を出す。**⇒外キ協声明は前号掲載**

４月４日●移住連、永住取り消し法案をめぐって法務省交渉。

４月 16 日●法務大臣、衆議院本会議で主旨説明。

４月 23 日●移住連、院内集会≪「共生」を阻む 2024 改定入管法案――奴隷制度を引き継ぐ「育成就労」制度、そして永住許可取消し≫を開催。

４月 24 日●衆議院法務委員会で審議入り。⇒労組・移住連が呼びかけた国会前シットインに参加。

４月 26 日●衆議院法務委員会で参考人質疑。⇒国会前シットイン。

４月 26 日●外キ協、≪私たちは永住資格取り消し法案に反対します！仲間たちの声オンライン集会≫を開催し、全国から 120 人参加。**⇒その証言は前号掲載**

５月２日●在日大韓基督教会、声明≪私たちは「永住資格取り消し法案」に反対します≫を出す。

５月８日●移住連、≪毎日新聞記事への抗議と訂正を求める意見≫を出す。

５月９日●日本福音ルーテル教会社会委員会、≪「永住資格取り消し法案」の廃案を求める要望書≫を出す。

５月 10 日●衆議院法務・厚生労働委員会の連合審査、おもに技能実習制度廃止・育成就労制度創設について質疑。⇒国会前シットイン。

５月 10 日●カトリック大阪高松大司教区、声明≪「永住者資格の取消制度の導入」に反対します≫を出す。

５月 13 日●衆議院法務委員会、群馬県と宮城県で地方公聴会。

５月 14 日●日本バプテスト連盟日韓・在日連帯特別委員会、声明≪わたしたちは、「永住許可取り消し」法案に反対します≫を出す。

５月 15 日●衆議院法務委員会で岸田首相質疑。⇒国会前シットイン。

５月 15 日●移住連、全国から寄せられた署名「#永住許可の取消しに反対します」４万 947 筆を提出。

５月 16 日●日本キリスト教協議会／在日外国人の人権委員会、声明≪私達は「永住資格取り消し法案」の廃案を求めます≫を出す。

５月 17 日●衆議院法務委員会、政府案と一部修正案、付帯決議を可決。⇒国会前シットイン。

５月 18 日●日本基督教団京都教区、声明≪「入管法・技能実習法改定」関連法案の廃案を強く求め、外国人も日本人も安心して「共に生きる世界」を希求する声明≫を出す。

５月 21 日●衆議院本会議で可決。

５月 22 日●移住連、国連人種差別撤廃委員会への緊急通報と追加情報提供。

５月 24 日●法務大臣、参議院本会議で主旨説明。

５月 28 日●参議院法務委員会で審議入り。⇒国会前シットイン。

５月 30 日●参議院法務委員会で参考人質疑、移住連の鳥井さん、横浜華僑総会の曽さんが陳述。⇒国会前シットイン。

６月３日●参議院法務委員会、静岡県で地方公聴会。

６月４日●参議院法務・厚生労働委員会の連合審査。⇒国会前シットイン。

６月６日●参議院法務委員会で岸田首相質疑。⇒国会前シットイン。

６月７日●外キ協・関西外キ連・関西代表者会議、「難民・移民キリスト者フォーラム 2024」を大阪・KCC で開催、会場参加者 35 人、オンライン参加者 120 人。

６月 10 日●法務省・入管庁、昨年６月に国会で強行採決された「改悪」入管難民法を実施。

６月 13 日●参議院法務委員会、政府案と一部修正案、付帯決議を可決。⇒13 回目の国会前シットイン。

６月 14 日●参議院本会議で可決・成立。実施は３年以内となっている。

６月 17 日●移住連、声明≪「移民社会」の現実から目を背けてはならない――入管法等の改定に断固抗議≫を出す。外キ協、声明≪「永住取り消し法案」の成立に抗議する――国会審議における政府答弁の検証≫を出す。

６月 25 日●国連の人種差別撤廃委員会、移住連からの「緊急通報」を受けて、日本政府に対して書簡を送り、≪締約国において永住資格をもって生活する市民でない者［外国人］の保護を確保するための措置、とりわけ法案に盛り込まれた改定内容の見直し、または廃止するためにとられた、または想定される措置に関する情報を含む回答を、８月２日までに提示するよう≫求めた。

外キ協事務局◆2024 年１月～６月　そのほか活動日誌◆

【略称】マイノリティ宣教センター＝ＣＭＩＭ
難民・移民なかまのいのちの緊急基金＝緊急基金
移住者と連帯する全国ネットワーク＝移住連
外国人人権法連絡会＝人権法連絡会
難民・移民フェス＝難民フェス
福島移住女性支援ネットワーク＝ＥＩＷＡＮ
人種差別撤廃 NGO ネットワーク＝ＥＲＤネット
日韓和解と平和プラットフォーム＝日韓ＰＦ

１月８日●ＣＭＩＭのオンラインつきいち広場。

１月９日●緊急基金、オンラインここのか祈祷会を開催、『ここのかレター』第４号を発行。

１月 10 日●緊急基金の運営会議。移住連の理事会。

１月 17 日●外キ協の事務局会議。

１月 22 日●『外キ協メール便』１月号発信。

１月 23 日●緊急基金の運営会議。

１月 25～26 日●外キ協、第 38 回全国協議会を開催（日本バプテスト広島教会）≪対面≫

1月26日●外キ協、第38回全国集会を開催（日本バプテスト広島教会）≪対面とオンライン≫
1月 30 日●移住連オンライン入門講座：大澤優真さん「非正規滞在者の生活保障」。
1月31日●人権法連絡会の運営委員会。
2月3～4日●移住連の理事会と運営委員会（横浜）。
2月5日●CMＩMつきいち広場。
2月9日●緊急基金、ここのか祈祷会、『ここのかレター』第5号発行。
2月13日●緊急基金の運営会議。
2月14日●『外キ協メール便』2月号発信。
2月16日●CMＩM運営委員会。
2月17日●難民フェス、準備会を開催（東京）。多文化キッズキャンプ福島実行委員会。
2月18日●緊急基金、集会「なかまの声を聴き合おう」を開催（日本バプテスト目白ヶ丘教会）、対面とオンラインの参加者は190人以上。
2月21日●移住連の拡大事務局会議。ふくしま子どもフォーラム実行委員会。
2月25日●『外キ協ニュース』第125号発行。
2月26日●外キ協の事務局会議。
2月29日●緊急基金の運営会議。ＥＲＤネットの運営会議と学習会。
3月4日●CMＩMつきいち広場。
3月5日●緊急基金の運営会議。
3月8日●移住連の理事会。
3月9日●緊急基金、ここのか祈祷会、『ここのかレター』第6号発行。日韓ＰＦ交流会（東京）。
3月12日●移住連の省庁交渉（参議院議員会館）。難民フェス実行委員会。
3月12日●ふくしま子どもフォーラム実行委員会。
3月16日●第6回ふくしま子ども多文化フォーラムを郡山市で開催、須賀川・いわき・郡山市の継承語教室の子どもたちの文化発表と交流。
3月17日●ＥＩWAN、運営委員会を福島事務所とオンラインで開催。
3月19日●緊急基金の運営会議。外キ協の事務局会議。
3月21日●外キ協、「外国人住民基本法の制定を求める国会請願署名：2023年」を提出、衆議院1,815筆、参議院1,823筆。。ＥＲＤネット、院内集会。
3月22日●緊急基金の運営会議。
3月26日●移住連オンライン入門講座：鳥井一平さん「どうして奴隷労働と言われるのか？外国人技能実習制度」。
3月27日●移住連の拡大事務局会議。
3月29日●『外キ協メール便』3月号発信。
4月1日●CMＩMつきいち広場。
4月3日●人権法連絡会の運営委員会。
4月5日●CMＩM運営委員会。
4月9日●緊急基金の運営会議、ここのか祈祷会、『ここのかレター』第7号発行。
4月19日●多文化キッズキャンプ福島実行委員会。
4月20日●移住連の理事会と運営委員会（名古屋）。
4月24日●『外キ協メール便』4月号発信。ふくしま子どもフォーラム実行委員会。
4月26日●外キ協の事務局会議、オンライン集会。
4月27日●人権法連絡会の総会とシンポジウム(川崎)。
4月30日●緊急基金の運営会議。難民フェス実行委員会。
5月3日●ＥＩWAN、福島市国際交流協会「結・ゆい・フェスタ」に出展。
5月6日●CMＩMつきいち広場。
5月9日●緊急基金の運営会議、ここのか祈祷会、『ここのかレター』第8号発行。
5月10日●日韓ＰＦのオンラインセミナー。
5月13～15日●外キ協、「第20回＜移住民―URM＞国際シンポジウム」を韓国・大田市で開催。
5月18日●ＥＩWAN、福島サロンと蓬莱日本語教室の合同研修バスツアーで「原子力災害伝承館」「震災遺構・請戸小学校」訪問。
5月20日●移住連オンライン入門講座：郭辰雄さん「大阪・コリアタウンから考える多文化共生」。
5月21日●緊急基金の運営会議。日韓PFのオンラインセミナー。
5月22日●移住連の拡大事務局会議。難民フェス実行委員会。
5月24日●外キ協の事務局会議。
5月25日●『外キ協ニュース』第126号発行。
5月27日●CMＩM運営委員会。
5月28日●日韓ＰＦのユース作業部会。
5月29日●ふくしま子どもフォーラム実行委員会。
5月30日●『外キ協メール便』5月号発信。
6月3日●CMＩMつきいち広場。
6月5日●緊急基金の運営会議。
6月7日●外キ協、「難民・移民キリスト者フォーラム」をKCCで開催。
6月8～9日●移住連、全国ワークショップを大阪で開催。
6月9日●緊急基金、ここのか祈祷会、『ここのかレター』第8号発行。
6月10日●難民フェス実行委員会。
6月14日●多文化キッズキャンプ福島実行委員会。
6月19日●緊急基金の運営会議。CMIMの運営委員会。
6月20日●カトリック名古屋司教区で佐藤講演「震災と外国人、そして教会の役割～東日本大震災から13年、『移民社会』日本での教会の宣教課題」。
6月21日●関西外キ連の会議に参加して2025年全国協議会・全国集会について協議。
6月22日●日韓ＰＦの「第3回日韓ユース平和フォーラム（8月開催）」事前学習会。
6月24日●ふくしま子どもフォーラム実行委員会。
6月25日●難民フェス実行委員会。
6月26日●移住連の拡大事務局会議。外キ協の事務局会議。
6月30日●『外キ協メール便』6月号発信。多文化キッズキャンプ福島実行委員会。